

町税等のスマートフォン納付をご利用ください

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

5月1日からPayPay(ペイペイ)、LINEPay(ラインペイ)で町税等のスマートフォン納付が可能になりました。

納付できる町税等 町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料

利用方法 アプリをダウンロードし、納入通知書に印刷されたバーコードを読み取って、お支払いください。

詳しくは町のホームページをご覧ください。

注意事項

- 下記の納付書の場合には、アプリからはご納付いただけません。
コンビニエンスストア使用期限を過ぎた場合、バーコード表示がない場合、バーコードが読み取れない場合、金額が30万円を超える場合
- 納税証明書や領収証書が発行されません。
軽自動車税の車検用納税証明書は、税務課窓口や神泉総合支所で無料で発行しますが、領収証書がすぐに必要な方は、スマホ納付以外の納付方法(コンビニ、金融機関等)をご利用ください。
- アプリにチャージされた残高からお支払いする方法です。
- 手数料はかかりませんが、アプリ利用にかかる通信料は利用者の負担となります。
- 重複納付(スマホ納付と他の納付)に注意してください。
(スマホ納付に使用した納付書は、金融機関やコンビニエンスストア等で納付しないでください。)

ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

学生納付特例制度について

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

対象者 学生納付特例の対象校とされている学校に在学中で、前年所得が基準額以下の方

添付書類 学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類

在学証明書の原本、または学生証(裏面に有効期限等の記載がある場合は裏面も含む)の写しなど
※有効期限の記載がない、または有効期限切れの学生証では在学を確認できないため、添付書類として無効となります。お手数ですが、在学証明書の原本を添付ください。

なお、学生となる以前にお勤めされていたために前年所得が基準額を超える場合は「退職特例」を利用しての申請が有利ですが、退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しなど)を添付いただくことで、学生納付特例に該当する場合がありますので、お問合せください。

○問合せ
熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 0570-05-4890

心身障害者の軽自動車税(種別割)減免制度について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

次の表に該当する心身障害者が、要件を満たした場合、通院・通学や仕事等のために使用する軽自動車(障害者1人につき1台に限る)の減免を受けることができます。

申請期限

5月31日(月)まで

要件 次のいずれかに該当する場合

- 車両の所有者もしくは運転者が該当者本人または、該当者と同一生計の方
- 該当者のみで構成される世帯が所有する車両で該当者を常時介護する方

申請場所 税務課

持参するもの ①印鑑(朱肉を使うもの)

- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳と自立支援医療受給者証 ※原本
- ③運転者の運転免許証
- ④納税通知書

※その他、必要な書類が生じる場合があります。
※普通自動車が減免されている方は対象外です。
※毎年度申請が必要です。

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級
	体幹	1級から3級、5級
	聴覚	2級、3級
	視覚	1級から3級まで及び4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08~0.1)
	音声又は言語機能	3級(こゝろが摘出された場合に限り)
	平衡感覚	3級
	上肢	1級、2級
	下肢	1級から6級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(上肢)	1級、2級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで	
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。	
療育手帳	④又はA	
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている方	

※障害名が「左半身不随」の場合など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級(上肢〇級、下肢〇級など)を確認します。

災害に対する固定資産税の減免について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

火災や風水害などで家屋(固定資産課税台帳に登録されている家屋)に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて固定資産税を減免する制度が設けられています。

ただし、被災が軽微な場合には減免の対象にならないこともあります。

申請方法 減免を受けようとする方は、納期限7日前までに「減免申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて税務課へ提出してください。

税額軽減期間等 減免の期間…申請年度の課税分のみ
対象…納期限到来前の税額分

持参するもの 罹災証明書、印鑑(朱肉を使うもの)、その他資料(写真等)



自動車税は5月31日(月)までに納めましょう

問合せ 自動車税コールセンター ☎050-3786-1222

自動車税(種別割)は車をお持ちの方にかかる県の税金です。金融機関やコンビニでも納められます。また、パソコンなどを使って、Webサイト「Yahoo!公金支払い」を利用したクレジットカード納付や、インターネットバンキング等を利用したペイジー納付もできます。

納税通知書が5月7日以降お手元に届く予定ですので、忘れずに、5月31日(月)までに納めてください。
また、県では自動車税(種別割)を納期限までに納めていただくと、割引などの特典が受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。詳しくは「埼玉県 納めてプラス」で検索してください。
※自動車税(種別割)に関する連絡、確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。